

借上げ社宅管理規程

第1条（目的）

この規程は、当社従業員に対する福利厚生の向上を目的とした借上げ社宅の管理について必要な事項を定めたものである。

第2条（入居資格）

借上げ社宅への入居資格は、独身者または配偶者及び同居する家族がいる従業員で会社が認めた者とする。

第3条（入居への申し込み）

1. 借上げ社宅への入居を希望する従業員は「社宅入居申請書」に必要事項を記入の上、所属長を経由して会社に申し込む者とする。
2. 入居を許可された者は、直ちに「社宅使用誓約書」を会社に提出しなければならない。

第4条（入居制限）

借上げ社宅の入居期限は、入居後5年とする。入居期限が満了したときはただちに退去しなければならない。但し会社の書面による許可を得たときはこの限りではない。

第5条（入居期限）

1. 借上げ社宅への入居を許可された者（以下、「使用者」という）は、会社の指定した日までに入居しなければならない。
2. 会社の指定した日までに入居しないときは、入居を取り消すことがある。

第6条（同居人の制限）

1. 借上げ社宅に同居させることができる者は使用者の家族または使用者が扶養する者とし、原則として次に掲げる者以外許可なく同居させてはならない。
 - ①配偶者
 - ②子
 - ③本人および配偶者の親
2. 同居人に異動があった場合は、その都度速やかに会社に届け出なければならない。

第7条（社宅の使用料）

1. 借上げ社宅の使用料は、共益費（管理費）を含む月額賃借料の50%とする。但し、金額の上限は勤務地により異なる。
2. 入居月、退去月が1ヵ月に満たないときは、日割り計算による。

第8条（使用料の徴収）

当月分使用料は、使用者の当月分給与から控除して徴収する。

第9条（費用負担）

使用者は、個人にかかわる下記の費用を負担しなければならない。

- ①電気、ガス、水道等の光熱費
- ②町内会費
- ③その他会社が入居者の負担を必要と認めた費用

第 10 条（仲介料、敷金等）

社宅を借上げる際に不動産仲介業者に支払う仲介料ならびに家主に支払う敷金、礼金（権利金）のほか、鍵交換費用は、会社が負担する。その他借上げ社宅の契約締結に必要と認められる費用については会社の承諾を得た場合に限り会社が負担する。更新料、更新事務手数料があるときはそれぞれ会社と使用者で折半負担とする。

第 11 条（使用者負担）

障子等の張り替え、ガラス戸の入れ替えその他軽易な修理費用は、原則として使用者の負担とする。

第 12 条（善管注意義務）

使用者は、善良な管理者の注意をもって社宅を使用し、円満な隣人関係を営まなければならない。

第 13 条（禁止事項）

1. 使用者は、会社の承諾なく以下の各号に定めることを行ってはならない。
 - ①借上げ社宅を第三者に転貸すること
 - ②会社の許可を得ず、定められた以外の者を同居させること
 - ③借上げ社宅を他の目的に使用すること。
 - ④借上げ社宅の増改築、模様替え、施設（鍵含む）及び敷地の現状を変更すること
 - ⑤周辺の住民に迷惑となる行為を行うこと
2. 前項に違反した場合は社宅を退去させるものとする。

第 14 条（損害賠償）

使用者が故意または過失により、建物を破損または建物の全部若しくは一部を滅失させたときは、使用者の負担により修理修繕、またはその損害を賠償するものとする。

第 15 条（退去）

使用者がこの規程に違反行為をしたとき、または借上げ社宅の使用について社会通念上不都合な行為を行ったときは、会社は当該使用者に対し、借上げ社宅からの退去を命令する。

第 16 条（退去と退去期間）

使用者が以下のいずれかに該当するときは、次に定める期間内に借上げ社宅を退去しなければならない。

- ①前条により退去を命令されたとき・・・2週間以内
- ②会社を解雇されたとき・・・2週間以内
- ③自己都合で退職したとき・・・2週間以内
- ④定年退職したとき・・・1ヵ月以内
- ⑤会社都合により退職したとき・・・1ヵ月以内
- ⑥死亡したとき・・・1ヵ月以内
- ⑦入居期限が満了したとき・・・2週間以内

但し、使用者が社宅に関する一切の権利義務を継承し、その旨家主が承諾し、金銭債務について会社に返却した場合は自己の名義をもって居住を継続することができる。

第 17 条（現状回復義務）

使用者は、借上げ社宅を退去するときは、使用者の責に帰すべき事由による破損、汚損等を自己の費用で現状に回復しなければならない。

第 18 条（退去届）

使用者は、自己の都合により借上げ社宅を退去するときは、退去日の1ヵ月以上前までに会社に「借上げ社宅退去届」を提出しなければならない。

第 19 条（立ち退き料、引越料の請求）

使用者は、借上げ社宅からの立ち退き料および引越料等いかなる名目による金銭または物品を一切請求せず、また会社は一切支給しない。

2021 年 6 月 1 日現在(状況により改訂する場合あり)